

議第126号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和5年度において県の
行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決
を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長浜市	250,000 ^円
	米原市	3,000,000
	計	3,250,000
県営農道整備事業	彦根市	34,190,000
	甲賀市	10,500,000
	計	44,690,000
県営みずすまし事業	長浜市	2,420,000
	東近江市	7,342,000
	計	9,762,000
県営農地防災事業	近江八幡市	5,000,000
	高島市	5,680,000
	計	10,680,000
単独道路改築事業	大津市	44,250,000
	彦根市	6,300,000
	長浜市	29,221,500
	近江八幡市	17,025,000
	草津市	24,000,000
	守山市	14,694,400
	栗東市	12,000,000

議第126号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第126号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	甲賀市	17,550,000 ^円
	野洲市	6,107,550
	湖南市	2,625,000
	高島市	13,440,000
	東近江市	20,175,000
	米原市	19,425,000
	日野町	6,150,000
	竜王町	13,100,000
	愛荘町	11,944,500
	豊郷町	5,250,000
	甲良町	1,200,000
	多賀町	6,975,000
	計	271,432,950
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	2,100,000
	彦根市	4,000,000
	長浜市	1,950,000
	近江八幡市	4,800,000
	高島市	2,500,000
	米原市	5,400,000
	多賀町	5,700,000
	計	26,450,000
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	4,000,000
	長浜市	1,000,000
	近江八幡市	1,000,000
	東近江市	7,000,000
	米原市	500,000
	多賀町	700,000
	計	14,200,000
補助都市計画街路事業	大津市	58,050,000
	彦根市	69,500,000
	守山市	49,185,000
	東近江市	20,250,000
	計	196,985,000
単独都市計画街路事業	大津市	6,000,000

議第126号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	彦根市	4,800,000 ^円
	守山市	6,600,000
	栗東市	3,900,000
	東近江市	1,800,000
	計	23,100,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。